

第九中学校の生活

令和5年4月

足立区立第九中学校

〔生活時間〕

(1) 登校時間

- ・8時25分に教室にいなければ遅刻とする。8時20分には教室にいるようにする。(予鈴着席)
- ・8時25分～8時35分までは、朝自習の時間とする。立ち歩き、おしゃべりはしない。
- ・8時35分～45分までは学級の時間とする。(係や委員会、担任からの連絡)

(2) 下校時間

- ・最終下校時間18時30分。この時間までに正門を通過すること。
- ・用事のない者は、清掃活動、委員会活動などの生徒(友達)を待たない。
- ・全校生徒の一斉下校がある。部活動等は再登校となる。

(3) その他

- ・登校後の外出は原則として認めない。
- ・登下校の際、寄り道・遊び・飲食はしない。
- ・自転車通学は禁止。
- ・再登校時も標準服や体育着、部活動着等の指定された衣類を着用し、自転車を
使用しない。(私服で校舎に入らないこと)

〔服装〕

令和5年度より夏服、冬服という切り替えはせず、年間を通じてどのパターンの標準服を着用しても良いこととする。

(1) [1年生のみ]

- ・新ブレザー、新スラックスまたは新スカートを着用する。
- ・指定された白ワイシャツ(長袖のみ)、紺ポロシャツ(半袖)
- ・選べる標準服として、新たにセーター、ベスト(各2色:紺・グレーがある)を購入しても良いこととする。※任意のため購入しなくてもよい。
- ・校章はありません。

(2) 着こなし

- ・2, 3年生は校章があります。
- ・スラックス着用の際はベルトをつけること。(黒・紺・茶とする)
- ・スカート着用の際は、丈は膝(ひざ)が隠れる程度にする。
- ・ブレザーのボタンはとめる。シャツのボタンは式や朝礼等ではとめる。
- ・ワイシャツの裾(すそ)は、スラックス・スカートに入れる。紺ポロシャツはどちらでも可

(3) その他の服装について

- ・登下校時は、手袋、マフラー類を着用してもよい。
- ・換気や冷房使用の際、寒い場合は許可を得て、膝掛けを使用してもよい。
- ・コート類の着用を令和5年度から可とする。形状や素材の指定は無く、色は黒、紺、グレーとする。※置き場所が限られているのでかさばらないものが好ましい。

[体 育 着]

- ・指定の学年別カラーの体育着を着用する。

[靴 に つ い て]

- (1) 上履き・・・指定の学年別カラーの上履き用運動靴を使用する。
- (2) 下履き・・・紐結びの運動靴で**白基調か黒基調とする**。または革靴も可とする。
- (3) 靴下・・・**白・黒・紺**のソックス（ワンポイントまで可）と黒のタイツとする。
くるぶしソックスは不可。くるぶしより**1センチ以上高いもの**

[鞆(かばん)について]

- ・九中指定のものを使用する。
- ・キーホルダーは1個までつけてよい。但しサイズはてのひらに納まるものとする。

[頭髪について]

清潔感ある身だしなみを保つこと。受験等の面接に耐えうる身だしなみを意識する

- (1) パーマ・変形カット・脱色・染色はいけない。整髪料は使用しない。
- (2) 肩につく髪は結わく、またはピンでとめる。編み込まない。リボン・髪飾りはつけない。ヘアピンはアメリカンピンのみとし、色は黒・紺。ゴムは黒・紺・茶とする。

[持 ち 物]

- ・授業に関係のない物をもってきてはいけない。違反物は学校であずかり保護者に渡す。
- ・水筒は必要であれば各自の責任において持参してよい。
- ・携帯電話、腕時計は持ち込まない。

[礼 儀]

- ・職員室への出入りの際は「失礼します」「失礼しました」と礼儀正しく明るく挨拶をする。
- ・職員室内の先生に用事がある場合は、入り口でノックをして「～先生お願いします」と呼んで用事を済ませる。用事が済んだら退出する。

[公 共 物]

- ・掲示物等へのいたずら、黒板への落書きはしない。
- ・机、いすを傷つけることや、いたずら書き、シール貼りはしない。

[授 業 前]

- ・チャイム2分前で着席し、授業の準備をして静かに待つ。
- ・授業の道具はロッカーに置いてよいものと持ち帰るものがある。整理整頓をする。

[昼 休 み]

- ・校庭で遊んでいる者は、13時25分の予鈴で教室に戻る。校舎内の者も同様。

[清 掃]

- ・清掃活動は、班員全員で効率的に行う。清掃終了後は、班長が清掃分担担当の先生に報告し、全員そろってあいさつをしてから解散する。

[放 課 後]

- ・学級活動、委員会活動で居残りをする場合は、担当の先生の許可を得る。